

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第七号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改める。

第四条中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

別表一(1)中「教科に」を「領域に関する専門的事項に」に、

教職に関する
科目

を

保育内容の指
導法に関する
科目又は教諭
の教育の基礎
的理解に関する
科目等

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改

教職に
科目

め、同表一(2)から(4)まで中「教科に」を「教科に関する専門的事項に」に、

関する

を

各教科の指導
法に関する科
目又は教諭の
教育の基礎的
理解に関する
科目等

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設

定する」に改め、同表二中「教科」を「教科に関する専門的事項」に、「教職に関する
科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

教職に関する
科目

に改め、同表三中

を

養護教諭・栄
養教諭の教育
の基礎的理解
に関する科目
等

に、「養護又は教職に

関する」を「大学が独自に設定する」に改め、同表三の二中「教職に関する科目」を「
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表三の三を次のよ
うに改める。

三の三 免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する単位の修得方法

受けよう とする免 許状の種 類	有すること を必要とす る学校の免 許状	受	最低修得単位数		
と	う	よ	教科保	各教	道徳、総合的な学
する	に	関	育	科の	習の時間等の指導
内	指	導	法及び生徒指導、	学	大
計	が	計			

許状 諭二種免 小学校教	許状 諭二種免 幼稚園教				
普通免許状 幼稚園教諭	普通免許状 小学校教諭				
一	〇	一	〇	数年職在るす関に状許免るす	
				目る科関す項に的事専門	
		三	六	目科るす関に法導指の容	
七	一〇			目る科関す法に	
一	一			法導指び及論理の徳道	る科目等 教育相談等に関する
二	二			法方び及論理の導指徒生	
				方法及び理論のむ。を含む知識的な基礎するにングセリウン（カ相談教育	
				法方び及論理の育教アリヤキび及導指路進	
				目科るす定設に自独	
一〇	一三	三	六		

別表四及び五中「教科」を「教科に関する専門的事項」に、「教職に関する科目」を

高等学校 教諭一種 免許状			中学校教諭 二種免 許状										
中学校教諭 普通免許状 (二種免許 状を除く。)			高等学校教 諭普通免許 状			小学校教諭 普通免許状				中学校教諭 普通免許状			
二	一	〇	二	一	〇	三	二	一	〇	二	一	〇	二
						五	五	七	一〇				
一	一	二	一	一	二	一	一	二	二	五	七	一〇	五
			一	一	一								一
一	二	二	一	一	二	一	二	二	二	一	二	二	一
四	六	八	二	三	四								
六	九	一二	五	六	九	七	八	一一	一四	六	九	一二	七

「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、

同表六中「教科に」を「教科に関する専門的事項に」に、

「
教職に関する
科目
」

を

各教科の指導
法に関する科
目又は教諭の
教育の基礎的
理解に関する
科目等

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改め、

別表七及び別表八を次のように改める。

七 改正法附則第十一項に規定する単位の修得方法

受けようとす る免許状の種 類	在職 年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない 科目の単位数
			領域に關 する専門 的事項に 關する科 目
			教科に關 する専門 的事項に 關する科 目
			保育内容 の指導法 に關する 科目又は 教諭の教 育の基礎
			各教科の 指導法に 關する科 目又は教 諭の教育 の基礎的

幼稚園教諭一 種免許状	三	一五	五	
小学校教諭一 種免許状	三	一五	五	
中学校教諭一 種免許状	三	一五	一〇	
				的理解に 関する科 目等
				理解に関 する科目 等

八 改正法附則第十二項に規定する単位の修得方法

幼稚園教諭一 種免許状	一	五	五	一〇	受けようとする 免許状の種類	在職 年数	最低修得単位数
							領域に関する 事項に 関する科 目
							教科に関する 事項に 関する科 目
							保育内容 の指導法 に関する 科目又は 教諭の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等
							各教科の 指導法に 関する科 目又は教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等
							計

小学校教諭二 種免許状	一		五	五	一〇
----------------	---	--	---	---	----

別表九中「教科」を「教科に関する専門的事項」に、「教職に関する科目」を「各科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

に改め、同表十一(1)中「教科に」を「領域に関する専門的事項に」に、

「
教職に関する
科目」

「
る
を
保育内容の指
導法に関する
科目又は教諭
の教育の基礎
的理解に関する
科目等」

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定す

る」に改め、同表十一(2)及び(3)中「教科に」を「教科に関する専門的事項に」に、

教職に関する
科目

を

各教科の指導
法に関する科
目又は教諭の
教育の基礎的
理解に関する
科目等

に、「教科又は教職に関する」を「大学が独

教職に関する
科目

を

養護教諭・栄
養教諭の教育
の基礎的理解
に関する科目
等

に、

自に設定する」に改め、同表十二中

「養護又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改め、同表十三中「教科に」

教職に関する
科目

を

各教科の指導
法に関する科
目又は教諭の
教育の基礎的
理解に関する
科目等

に

を「教科に関する専門的事項に」に、

、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に改める。

第八号様式を次のように改める。

身体に関する証明書

現住所			
氏名		生年月日	・ ・ 生

疾病異常	
あり	〔 具体的内容 〕
なし	

特記事項

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医院所在地及び医院名

医 師 氏 名 印

(注) ・「疾病異常」欄は、教育職員としての勤務に支障がないと思われる場合は、「なし」を○で囲むこと。
・「特記事項」欄は、上記「疾病異常」が「あり」の場合は、教育職員としての職務遂行の可否について、医師の所見を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている証明書は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。